

## 答申行政第117号

### 答 申

#### 第1 審査会の結論

岡山県知事（以下「実施機関」という。）が、令和6年2月2日付け、指第487号で行った公文書非開示決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

#### 第2 審査請求に至る経緯

- 1 審査請求人は、令和6年1月26日付けで、岡山県行政情報公開条例（平成8年岡山県条例第3号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対して、「居宅サービス事業に関する基準条例（平成25年4月1日施行）及び居宅介護支援事業に関する基準条例（平成26年4月1日施行）が施行された時点ですでに保存中の記録は「5年間」保存であることが分かるもの」の開示請求を行った。
- 2 実施機関は、上記1の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に係る公文書（以下「本件対象公文書」という。）として、「居宅サービス事業に関する基準条例（平成25年4月1日施行）及び居宅介護支援事業に関する基準条例（平成26年4月1日施行）が施行された時点ですでに保存中の記録は「5年間」保存であることが分かるもの」と特定した上で、上記条例施行時既に保存中の記録を5年間保存すべきものと定めた文書は存在せず、本件対象公文書を保有していないことを理由に本件処分を行い、令和6年2月2日付けで審査請求人に通知した。
- 3 審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、令和6年2月18日付けで、実施機関に対して審査請求を行った。
- 4 実施機関は、条例第17条の規定により、令和6年3月22日付けで、岡山県行政不服等審査会（以下「審査会」という。）に対して、本件処分に係る審査請求について諮問した。

#### 第3 審査請求人の主張要旨

##### 1 審査請求の趣旨

令和6年2月2日付「指第487号」による「公文書非開示決定処分」を取り消し全部開示することを求める。

##### 2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書、反論書及び意見書において主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

実施機関は、本件対象公文書は不存在であるというが、「平成26年3月20日長

寿第2047号」と「長寿第1868号、平成25年1月15日」（以下「審査請求書付属書類」という。）に記載されている基準省令解釈通知（「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について」（平成11年9月17日老企第25号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）をいう。以下同じ。）の二年間は五年間とする独自基準がある。

審査請求書付属書類中には、「完結の日」とは基準条例（介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（平成24年岡山県条例第62号。以下「居宅サービス条例」という。）及び介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等を定める条例（平成26年岡山県条例第26号。以下「居宅介護支援条例」という。）をいう。以下同じ。）の施行日以降を指すとの記載は全くなく、さらに、それぞれ基準省令解釈通知の条項を指摘して、記録の保存期間について「2年間」を「5年間」と読み替えるとしているから、当然、基準省令解釈通知が発出された時から、各種の記録は5年間保存である。

仮に、基準条例が適用されない介護記録があったとしても、基準省令解釈通知が発出された時から5年間保存であるので、「居宅サービス事業に関する基準省令」、「居宅介護支援事業に関する基準省令」に基づき整備された記録は、その規定にかかわらず全て5年間保存である。

よって、「居宅サービス事業に関する基準条例」、「居宅介護支援事業に関する基準条例」が施行された時点で既に保存中の記録は5年間保存であることが分かるものは存在する。

したがって、実施機関の説明は完全に失当であり、本件処分には理由付記の不備があるので違法である。

#### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、弁明書及び意見陳述において説明している内容のうち、審査請求の理由に関連するものは、おおむね次のとおりである。

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準及び指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準は、国の基準省令（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）及び指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）をいう。以下同じ。）に定められていたが、平成24年度の介護保険法（平成9年法律第123号）改正に伴い、県の条例で定めることとされた。

岡山県では基準省令を基に、居宅サービス条例を制定して平成25年4月1日から施行し、及び居宅介護支援条例を制定して平成26年4月1日から施行した。

これらの条例は、原則基準省令を踏襲して制定しているが、県独自の基準も設けており、その一つが「記録の整備」に関することである。記録の整備については、基準省令では「その完結の日から2年間保存しなければならない」とあるところを、居宅サービス条例第42条第2項及び居宅介護支援条例第31条第2項において、それぞれ「その完結の日から5年間保存しなければならない」と規定している。

今回の開示請求は、基準条例施行前に完結し基準条例施行時に保存中の記録は、基

準条例に基づき5年間保存すべきであるはずとして、そのことが分かる公文書を開示するよう求められたものであるが、基準条例が適用される完結の日とは基準条例施行の日以降の完結日を指すものであり、基準条例施行前に完結した文書は基準省令の適用を受けることとなる。

仮に、基準条例施行前に完結し基準条例施行時にもその保存期間が満了していない記録の保存年限を5年間として取り扱うならば、基準条例の規定を遡及適用することとなるため、基準条例の中で経過措置を定める必要があるが、そうした経過措置は規定されていない。

なお、審査請求人が審査請求書付属書類として提示した2件の文書は、いずれも基準条例が施行されるに当たり、その運用について留意すべき事項を県から通知しているもの（以下「留意事項通知」という。）であり、基準条例に遡及適用の規定がない以上、これら留意事項通知の内容が基準条例施行前に遡及適用されるものではない。

したがって、基準条例が施行された時点ですでに保存中の記録は、基準省令の規定により2年間保存となるものであって5年間保存ではないことから、5年間保存であることがわかるものは存在しないため、公文書非開示決定処分を行ったものである。

## 第5 審査会の判断

### 1 本件対象公文書について

本件対象公文書は、上記第2の1に掲げる公文書である。

### 2 本件対象公文書に係る条例の規定について

条例第11条は、開示請求に対する決定等について次のように定めている。

（開示請求に対する決定等）

#### 第11条 略

2 実施機関は、開示請求に係る公文書の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る公文書を保有していないときを含む。次項において同じ。）は、開示しない旨の決定をし、開示請求者に対し、速やかに、その旨を書面により通知しなければならない。

#### 3 略

### 3 非開示理由である「不存在」との説明の妥当性等について

審査請求人は、留意事項通知において「完結の日」とは基準条例の施行日以降を指すとの記載は全くなく、さらに、それぞれ基準省令解釈通知の条項を指摘して、記録の保存期間を「2年間」を「5年間」と読み替えるとしているから、当然、基準省令解釈通知が発出された時から、各種の記録は5年間保存であり、そのことが分かるものは存在すると主張する。

一方、実施機関は、基準条例が適用される完結の日とは基準条例施行の日以降の完結日を指すものであり、基準条例施行前に完結し基準条例施行時にもその保存期間が満了していない記録の保存年限を5年間として取り扱うならば、基準条例の規定を遡及適用することとなるため、経過措置を基準条例の中で定める必要があるが、そうした

経過措置は規定されていないため、基準条例が施行された時点ですでに保存中の記録は、基準省令の規定により2年間保存となるものであって5年間保存ではないし、留意事項通知の内容が基準条例施行前に遡及適用されるものではないことから、基準条例施行時既に保存中の記録は5年間保存であることがわかるものは存在しないと説明している。

これらの主張及び説明を踏まえて審査したところ、居宅サービス条例及び居宅介護支援条例のいずれにおいても、記録の保存に係る規定を条例施行前に完結している記録にも遡及適用する旨の規定は設けられていないことから、基準条例の規定はその施行前に完結した記録には適用されないものであり、このことは、弁明書及び意見陳述における説明の内容から、実施機関においても同じ理解であると認められる。

また、審査請求人が、留意事項通知において基準省令解釈通知中の「二年間」は「五年間」とすると記載されていることから、基準省令解釈通知が発出された時から、各種の記録は5年間保存であると主張している点については、留意事項通知は、基準条例の施行に当たって、その運用について留意すべき事項を通知しているものであるから、その内容は基準条例の規律に従って適用されるものであって、前述のとおり、基準条例に遡及適用の規定がない以上、留意事項通知の当該記載によって、基準条例施行前に完結した記録の保存期間が基準条例の規定を根拠とする5年間となるものではないし、実施機関が、基準条例を遡及適用する趣旨で当該記載を設けたものとも認められない。

したがって、基準条例施行時において既に保存中の記録を5年間保存すべきものと定めた文書は存在しないため、本件対象公文書を保有していないとの実施機関の説明には合理性が認められるし、その旨を明記した本件処分の通知書への理由付記に不備があるとも認められない。

#### 4 結論

以上により、実施機関が、本件対象公文書を非開示とした本件処分は妥当であると認められることから、「第1 審査会の結論」のとおり判断した。

## 第6 審査会の経緯等

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和6年 3 月 2 2 日	実施機関から諮問を受けた。
令和6年 8 月 2 7 日 (審査会第1回)	事案の審議を行った。
令和6年 9 月 2 7 日 (審査会第2回)	実施機関の意見陳述の聴取を行った。
令和6年 1 1 月 2 6 日 (審査会第3回)	事案の審議を行った。
令和6年 1 2 月 2 4 日 (審査会第4回)	事案の審議を行った。
令和7年 1 月 2 3 日	実施機関に対し答申を行った。

岡山県行政不服等審査会委員名簿

氏 名	職 名	備 考
会 長 南 川 和 宣	岡山大学大学院 法務研究科教授	第一部会部会長
会長職務代理者 森 智 幸	弁護士	
荒 井 佐和子	川崎医療福祉大学 医療福祉学部准教授	第一部会委員
岩 崎 香 子	弁護士	第一部会委員
伊 藤 健	岡山大学学術研究院 社会文化科学学域・法学部講師	
豊 田 ひとみ	元日本赤十字社岡山県支部 事務局長	
中 富 公 一	岡山大学名誉教授	
福 田 伸 子	元岡山県職員	第一部会委員

※本件事案については、第一部会において調査審議を行った。